

(別記 8)

1 メニューの内容

本事業の対象施設の名称、補助率及び実施要件については、別表のとおりとする。

なお、別表において離島とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島
- (3) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に限るものとする。

(ア) 都道府県

(イ) 市町村

(ウ) 水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 2 条で定めるものをいう。以下同じ。)

(エ) さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体

(オ) 水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記(ア)から(ウ)まで又は漁業者(3 名以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

(カ) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記(ア)から(ウ)まで、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者(5 名(離島 3 名)以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

イ 受益対象者

(ア) 事業(事業の対象施設が別表に掲げる「防災対策関係施設」を除く)の受益対象者は、事業内容を位置づけた浜の活力再生広域プラン(広域浜プランの策定及び関連施策の連携について(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 水港第 2627 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 に掲げるものをいう。以下同じ。)の地域における水産業協同組合に所属する個人(原則として会社等の被雇用者を除く。)又は法人のうち、事業の実施により直接的に便益を享受する者であって、次の a 又は b に該当するものとする。

ただし b は、事業の対象施設が別表に掲げる「荷さばき施設」、「省エネルギー型施設機能整備」、「加工処理施設」、「再生可能エネルギー利用施設・機能整備」、「海業支援施設」、「海水処理施設」、「水産作業等軽労化機能整備」、「電力・燃油補給施設」、「深層水等利活用施設」、「鮮度保持施設」、「水産廃棄物等処理施設」、「水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備」、「その他浜の活力再生広域プランで必要となる施設」及びこれらの附帯施設である場合にのみ受益対象者とする

ができる。

- a 漁業者
- b 上記 a を除く、水産業の競争力強化に寄与する者

(イ) 事業の対象施設が別表に掲げる「防災対策関係施設」の場合は、次の a から c までに掲げる者を受益対象者とする。

- a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

ウ 受益数

(ア) 次の a 及び b の合計が原則 1 事業計画ごとに 25 以上とする。ただし、次の (イ) に定める場合にあっては、該当する受益数以上とすることができるものとする。

なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その受益数の総数をもって上記の受益数とする。ただし、(イ) の a の場合を除き、個々の事業計画の受益数は 5 以上であること。

- a 受益戸数
- b 受益対象者がアの (オ) の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

(イ) (ア) のただし書の場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- a 事業の対象施設が別表に掲げる「ノリ高性能刈取船」又は「大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋」であって、受益者が養殖するノリ網の合計面積が 15,000 m²以上である場合は 3 以上
- b 事業の対象施設が別表に掲げる「養殖施設（養殖施設再配置含む）」又は「水産作業等軽労化機能整備」である場合は 5 以上
- c 許可隻数の制限により受益者が絞られている等特段の理由が認められる場合は 10 以上

エ 費用・便益分析

(ア) 事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について別に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

(イ) 費用対効果については、別表に定めるとおり適切な値となっていること。

(ウ) 別表の B/C 要件欄において、「1 とみなす」とした対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として $B/C = 1$ とみなすことができるものとする。ただし、この場合においても、 B/C の算定を行うものとする。

オ 事業費

(ア) 事業費の上限額

1 事業計画における国費の上限額は以下の a 及び b を合算した額とする。

- a 事業費（施設撤去費を除く。）
 - 1 事業計画ごとに、原則として国費 12 億円を上限とする。
- b 施設撤去費
 - 1 撤去施設ごとに、原則として国費 1 億円を上限とする。

(イ) 事業費の下限額

1 事業計画ごとに、原則として事業費 5 千万円以上（施設撤去費を除く）とする。ただし、競争力の強化等のため、特に必要なものであると水産庁長官が認める場合は、この限りではない。

なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その事業費の合計をもって上記の事業費とする。ただし、個々の事業計画の事業費は 500 万円以上（施設撤去費を除く）であること。

(ウ) 施設撤去費

a 撤去費の基本的な考え方

競争力強化のために必要となる施設整備又は産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、当該整備施設と同種の施設の撤去に要するものに限り対象とし、具体的には以下のとおりとする。

(a) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も補助の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

(b) 既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も補助の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 13 条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は事業計画の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

カ 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成 15 年 3 月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

キ 交付の対象とする施設

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が 5 年以上のものであり、浜の活力再

生広域プランの承認を受けた漁村地域において、水産業の競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設の整備に限るものとする。

ク 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船及び漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料及び種苗購入費等の経費は、交付の対象としない。また、漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

ケ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

コ 収益性のある事業における受益者への収益配分

補助金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない。

サ 他の事業等からの切替え

自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

シ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ス 他の事業の計画との整合

個々の事業計画の策定に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 に基づく漁港漁場整備長期計画等を考慮したものとする。

セ 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ソ 実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、補助対象としない。また、交付決定以後において、事業実施主体が適格性を喪失したと認められる場合には、事業を中止させるものとする。

（２）施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修又は更新の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合に限り交付の対象とする。

（ア）生産規模の拡大等（以下のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

a ここに掲げる要件の1つに該当すること。

①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設の稼働経費の削減に伴う施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化

b 新築と比べて整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

（イ）施設の再生（以下のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって、以下の要件のいずれかを満たすもの。

（a）中核的漁業者（浜の活力再生広域プランにおける中核的漁業者の要件を満たす者をいう。）が主に利用する施設であること。

（b）水産業強化支援事業資源増養殖目標において改築を認められている施設であること。

（c）漁港及び漁村の機能を適切に発揮するために重要な施設であり、かつ、当該施設の維持管理が適切であること。

b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

（ウ）施設規模の適正化（以下のa及びc又はb及びcの要件を満たすものに限る。）

a 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

b 海洋環境の変化等により主要取扱魚種が変わり、荷さばき・加工処理等の利用状況に影響が生じる程の変化が認められること。

c 施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、市町村が承認していること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が図られる場合に限り補助の対象とする。

カ 更新

施設の更新は補助の対象としない。

ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合に限り、補助の対象とすることがで

きる。

(ア) 事業の対象施設が別表に掲げる(イ)以外の施設にあっては、以下のいずれかの要件に該当する場合

a 漁業環境の変化等により、施設の規模等を変更する場合

なお、判断基準は、エの(ア)又は(ウ)に準じて行うものとする。

b 浜の活力再生広域プランに基づき、複数の同種施設の機能の集約化を行う場合

(イ) 事業の対象施設が別表に掲げる「放置艇収容施設」、「船舶離発着施設」、「岸壁等の軽労化施設」、「航路・泊地の安全対策(除砂に要する経費を除く。）」、「ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設」、「漁港機能改善施設」にあっては、以下のいずれかの要件に該当する場合

a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ(通い容器等)については、衛生管理の向上に資するものであり、かつ、本体施設内のみで使用するものに限り、補助の対象とする。

3 融資

(1) メニュー実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

(2) 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

(3) 都道府県知事等は、(1)に基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

4 助成

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

ア 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

イ 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

(2) 実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該メニュー

が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。